

平成15年4月21日 制定

## 建設工事等競争入札参加資格者の参加資格再審査取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、周南市の建設工事等競争入札参加資格を有する者で、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生又は再生手続開始の決定を受けた者」という。）の入札参加資格の再審査の手続等について必要な事項を定める。

### (再審査申請の手続)

第2条 更生又は再生手続開始の決定を受けた者が再審査の申請をしようとするときは、建設工事等競争入札参加資格再審査申請書に、次に掲げる建設業者又は測量業者等の区分に応じた関係書類を添えて市長あて申請するものとする。

なお、再審査申請における審査希望業種については、現在認定中の業種の中から選定するものとし、選定されない業種についての競争入札参加資格は失効するものとする。

#### (1) 建設業者

営業所一覧表（更生又は再生手続開始の決定時以降のもの）

経営事項審査結果通知書の写し（更生又は再生手続開始の決定時以降の日において受審したもの）

工事経歴書（経営事項審査申請の際に添付したものの写し）

技術職員名簿及び社会性等の状況を示す資料（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第19条の2別記様式第25条の6別紙2及び3に準ずるものをいう。）

貸借対照表及び損益計算書（経営事項審査申請の際に添付したものの写し）

更生又は再生手続開始の決定書の写し

委任状（市外建設業者であって、更生又は再生手続開始決定後において、代表者から支店長などに対する委任事項を明記したもの）

更生手続開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

(2) 測量業者等

営業所一覧表（更生又は再生手続開始の決定時以降のもの）

公共測量等経歴書（更生又は再生手続開始の決定時以降における直近決算日時点のもの）

貸借対照表及び損益計算書（更生又は再生手続開始の決定時以降における直近決算日時点のもの）

更生又は再生手続開始の決定書の写し

委任状（市外測量業者等であって、更生又は再生手続開始決定後において、代表者から支店長などに対する委任事項を明記したもの）

更生手続開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

（事情聴取の実施）

第3条 市長は、更生又は再生手続開始決定者から前条の申請があったときは、申請者から、次に掲げる事項について事情聴取を実施するものとする。

(1) 建設業者

金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し

技術者の確保等工事の施工体制

下請業者、資材業者等との業務の協力状況

建設機械、建設資材、労務者等の確保の状況

営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等に係る今後の経営方針

更生又は再生計画案作成の方針（更生又は再生計画認可の決定後においては、更生計画の遂行状況）

その他市長が必要と認める事項

(2) 測量業者等

金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し

技術者の確保等公共測量等業務の実施体制

営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等に係る今後の経営方針

更生又は再生計画案作成の方針(更生又は再生計画認可の決定後においては、更生計画の遂行状況)

その他市長が必要と認める事項

(等級の格付)

第4条 市長は、周南市建設工事競争入札参加資格者等級区分の基準(平成17年2月1日制定)に定めるところにより等級の格付を行うものとする。

(結果通知)

第5条 市長は、入札参加資格の再審査を行ったときは、直ちに別記様式により再申請者に必要な通知を行う。

(資格の有効期間)

第6条 再審査に基づき新たに認定された資格の有効期間は、次回の定期の入札参加資格審査の結果に基づく名簿への登録の日の前日までとする。

附 則

この要領は、平成15年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月10日から施行する。

別記様式(第5条関係)

周 第 号  
年 月 日

様

周南市長

印

建設工事等競争入札参加資格再審査申請の結果について

年 月 日付けで貴社から申請のあったこのことについて、下記のとおり資格の再認定をいたしましたので通知します。

なお、現在認定を受けている資格については、その認定を取り消します。

記

1 再審査申請に基づく等級及び総合数値

工事等の種別	等級	客観数値	主観数値	修正数値	総合数値

2 当該資格の有効期間

年 月 日から 年度の入札参加資格審査の結果に基づく名簿への登録の日の前日までとする。